

安佐動物公園実習要領

1.目的

動物の基本的な取り扱い方法から野生動物の生態学的・行動学および獣医学的な専門知識まで、野生動物の保護・管理に必要な知識を深め、動物園の役割について理解することを目的とする。

2.実習の種類

実習の内容は次の3コースとする。

1)飼育実習コース

高校3年生以上(社会人は18歳になる年度)を対象として実施し、年令に応じて行う実習で、動物に対する接し方や取り扱い方法をさらに向上させる。

2)学芸員実習コース

学芸員資格取得の一助として行う実習であり、博物館学の基礎を踏まえて動物学に関する知識を深め向上させる。

3)獣医臨床実習コース

原則として大学の獣医学専攻の3年生以上の学生を対象として実施し、将来の野生動物医学を担う人材を育成する。

3.実習の期間

実習期間は5日間を1クールとする。また、本人の希望により期間を1日単位で延長することができる。期間を延長する場合、事故防止のため7日につき1日以上以上の休暇を設ける。獣医臨床実習は最長14日間(休日を除く)とする。

4.実習の受入れ

実習生は可能な限り受入れるが、安佐動物公園の受入体制が準備できない場合、日本語での会話が困難で安全確保が難しいなどの理由により受入れが困難な場合は、受入れを断ったり実習期間を変更することができる。

5.実習担当者の選任

1)飼育実習および学芸員実習

実習担当者は動物診療係において調整後決定する。

2)獣医臨床実習

実習担当者は原則として獣医師とする。

6.実習生の服装等

実習生にはゴム長靴、汚れてもよい服装(基本長袖長ズボンとするが、猛暑日は必要に応じて半そでを着用する)など必要なものを準備させ、防疫上の措置として汚れた衣服などは必ず洗濯して園外に持ち出させる。また、必要に応じてシャワーを義務化する。

7.実習料金

1)技術指導料

技術指導料は全ての実習において1日につき2,000円とする。但し、5日を超えて以降の実習については、半額の1,000円とする。

2)実習使用諸費等(傷害保険料を含む)

実習に使用する物品や参考資料等の代金は、傷害保険料を含めて1日につき600円とする。但し、医療用消耗品を使用する獣医臨床実習は、1日につき1,200円とする。また、5日を超えて以降の実習については半額とする。

8.料金の納付方法

実習に要する全ての料金は前納とする。実習開始日の1週間前までに振り込みが確認ができない場合、実習の受け入れを断る場合がある。

9.減免事項

(公社)日本動物園水族館協会加盟園館の職員や他の地方自治体の職員が当園での実習を希望する場合などのように、社会的公益性が高いと園長が認めたときは、実習料金を免除できる。

10.修了証の交付

実習修了者には修了証を交付する。

11.守秘義務

実習担当者並びに実習生は実習中に知り得た個人情報並びに本園の利を害する情報を漏洩してはならない。この情報には写真、動画を含む。

12.事故防止

実習生の実習中の事故における傷害を対象とした保険に加入する。

13.損害の賠償

実習生は、実習中に当園又は第三者に損害を与えた場合は、損害賠償をしなければならない。

14.実習の中止

当園の指導に従わないなどの行為者においては、実習を中止する。また、やむを得ない事情で実習を中止する場合には、事情に応じて実習費を返還することができる。

15.実習費の返還

第14項にある返還する実習費は、5日間の実習期間中であれば実習費用を5で割った日数分を、延長期間中であれば1日辺りの延長費用分とする。

16.その他

実習に関する細かい取り扱いは、「安佐動物公園実習に関する内規」で定める。

附則

- この要領は平成18年4月1日から施行する。
- この要領は平成18年9月18日から施行する。
- この要領は平成24年6月13日から施行する。
- この要領は平成31年4月8日から施行する。
- この要領は令和2年4月1日から施行する。